

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 公 告
- 浸水想定区域を定めた件二件 四七
 - 一般競争入札を行う件 四八
 - 福島県公安委員会
 - 道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件 四〇
 - 道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件 四〇

公 告

公告第六十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、奥川、長谷川及び四岐川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和六年八月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（河川整備課）

公告第六十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、稲沢川、近津川、滑川及び松木川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県南建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和六年八月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（河川整備課）

公告第162号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年8月23日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 凍結抑制剤D（塩化カルシウム（粒状）25kg／袋） 予定数量 29,300袋

イ 凍結抑制剤E（塩化カルシウム（粒状）0.5t／袋） 予定数量 1,070袋

(2) 調達をする物品等の仕様等

ア 仕様書による。

イ 仕様書による。

(3) 納入期限

ア 契約締結日から令和7年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

イ 契約締結日から令和7年3月31日までの間の福島県知事が指定する日

(4) 納入場所

ア 福島県知事が指定する場所

イ 福島県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年9月18日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年8月23日（金）から同年9月18日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月16日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙42枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年9月6日（金）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年9月6日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 凍結抑制剤D 令和6年10月4日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

イ 凍結抑制剤E 令和6年10月4日（金）午後2時30分 福島県出納局入札用度課

ただし、ア及びイについて郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月3日（木）午後5時までに必着のこと。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札書には、1袋当たりの単価を記載すること。
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Antifreezing agent D (granulated calcium chloride 25kg/1bag) Scheduled quantity 29,300bags
 - ② Antifreezing agent E (granulated calcium chloride 0.5t/1bag) Scheduled quantity 1,070bags
- (2) Time-limit of tender (by hand):
 - ① 1:30 p.m., 4 October 2024
 - ② 2:30 p.m., 4 October 2024
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 3 October 2024
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

（入札用度課）

福島県公安委員会告示第83号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和6年8月23日

福島県公安委員会委員長 江 尻 陽 子

- 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社棚倉自動車学校
住所 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字日向前220番地の1
代表者の氏名 熊田 雅光
施設の名称 棚倉自動車教習所
施設の所在地 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字日向前220番地の1
- 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）
第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
- 認定年月日
令和6年8月8日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第84号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和6年8月23日

福島県公安委員会委員長 江 尻 陽 子

- 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社棚倉自動車学校
住所 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字日向前220番地の1

- 代表者の氏名 熊田 雅光
施設の名称 棚倉自動車教習所
施設の所在地 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字日向前220番地の1
- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
- (1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
- (2) 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- 3 認定年月日
令和6年8月8日

（運転免許課）